

半田市職員駐車場利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市の職員等が通勤のために使用する自動車を駐車するための駐車場（以下「職員駐車場」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 職員駐車場を利用することができる者は、次のとおりとする。ただし、第2号に規定する者にあつては、自己が勤務する施設の職員駐車場に限り利用できるものとする。

(1) 半田市役所庁舎、半田市立半田病院及び半田市保健センターに勤務する市職員

(2) 前号に掲げる施設以外の市施設に勤務する市職員

(3) 知多中部広域事務組合の市内の施設に勤務する職員

(4) 前3号に規定する施設に勤務する国又は他の地方自治体から派遣された職員、団体職員並びに委託会社及び派遣会社の社員

(5) 前各号に定める者のほか、職員駐車場を利用させることが適当と認められる者

(利用の申請)

第3条 前条第1号及び第2号に掲げる者（職員駐車場使用料を給与又は賃金から控除できない臨時職員及び嘱託職員（以下「控除できない臨時職員等」という。）を除く。以下同じ。）が職員駐車場を利用しようとする場合は、職員駐車場利用申請書兼職員駐車場使用料控除承諾書（様式第1）により申請しなければならない。

2 控除できない臨時職員等及び前条第3号から第5号までに掲げる者が職員駐車場を利用しようとする場合は、総務課長の指定する者が、職員駐車場利用申請書（様式第2）により申請しなければならない。

(利用の許可)

第4条 前条の申請を受理した場合は、内容を審査し、適当と認めるときは、許可を決定するとともに、職員駐車場利用許可証（様式第3。以下「許可証」という。）を申請者に交付するものとする。

2 前項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、職員駐車場の利用に際し、自動車内の外部から確認できる位置に許可証を掲示しなければならない。

3 許可証は、年度毎に更新するものとする。

(中止の届出)

第5条 第2条第1号及び第2号に掲げる者が職員駐車場の利用を中止しようとする場合は、職員駐車場利用中止届出書兼職員駐車場使用料控除中止届出書(様式第4)により届出するとともに、利用中止後、直ちに許可証を返還しなければならない。

2 控除できない臨時職員等及び第2条第3号から第5号までに掲げる者が職員駐車場を利用を中止しようとする場合は、総務課長の指定する者が、職員駐車場利用中止届出書(様式第5)により利用の中止を届出するとともに、利用中止後、直ちに許可証を返還しなければならない。

(許可の取消し)

第6条 利用者が、次に該当する場合は、利用の許可の取消しをするものとする。

(1) 第2条に規定する利用対象者に該当しなくなった場合

(2) 第8条に規定する義務に違反した場合

2 前項の規定により利用の許可の取消しを受けた者は、直ちに許可証を返還しなければならない。

(使用料)

第7条 利用者は、月に1日以上通勤する日があるときは、利用月分の職員駐車場使用料として1,500円を納入しなければならない。ただし、第2条第1号から第3号までに掲げる者のうち、臨時職員及び嘱託職員が利用者である場合で、同一週内の通勤日が5日未満の者にあつては、1,500円を5で除した額にその者の同一週内勤務日数を乗じて得た額を利用月分の職員駐車場使用料として徴収するものとし、同条第4号及び第5号に掲げる者が利用者である場合は、同月内で通勤する日が4日未満のときは、職員駐車場使用料を徴収しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めた者については、職員駐車場使用料を免除することができる。

(利用者の遵守義務)

第8条 利用者は、職員駐車場の利用に際し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 職員駐車場内では必ず徐行する等事故防止に努めること。

(2) 諸般の事情により、駐車場所の変更又は一時的な利用の制限を求められたときは、それに従うこと。

(3) その他他人に迷惑のかかる行為をしないこと。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 半田市職員駐車場利用要綱（平成7年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1 (第3条関係)

職員駐車場利用申請書 兼職員駐車場使用料控除承諾書

年 月 日

半 田 市 長 殿

所 属

職員番号

氏 名

半田市職員駐車場利用要綱第3条の規定により、次のとおり職員駐車場の利用を申請します。

車種名		自動車 登録番号	
-----	--	-------------	--

利用開始年月日 _____ 年 月 日から

許可証発行済

職員駐車場利用申請書

年 月 日

半田市長 殿

長

半田市職員駐車場利用要綱第3条の規定により、次の者が職員駐車場の利用することを申請します。

利用業者名等	
--------	--

1 利用開始年月日 年 月 日


2 利用開始者等

番号	氏名	役職名・職種名等	車種	車両番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ 利用開始にあたり、事業者及び本人に申請書への記載並びに使用料が当月分より発生することについて説明のうえ同意を得ております。

様式第3（第4条関係）

表

許可番号 <input type="text"/>
職員駐車場利用許可証
半田市 

裏

注意事項
1 職員駐車場に駐車するときは、利用許可証をダッシュボード上に置き、車外から確認できるようにしてください。
2 利用許可証は、他人に貸与又は譲渡しないでください。
3 職員駐車場の利用者は、管理者の命令に従い、職員駐車場の良好な維持及び事故防止に努めてください。
4 駐車場利用許可を取消された場合はすぐにこの許可証を返納してください。

様式第4（第5条関係）

職員駐車場利用中止届出書
兼職員駐車場使用料控除中止届出書

年 月 日

半 田 市 長 殿

所 属

職員番号

氏 名

印

半田市職員駐車場利用要綱第5条の規定により、次のとおり職員駐車場の利用中止を届出します。

車種名		自動車 登録番号	
-----	--	-------------	--

利用中止年月日 _____ 年 月 日から

職員駐車場利用中止届出書

年 月 日

半田市長 殿

長

半田市職員駐車場利用要綱第5条の規定により、次の者の職員駐車場の利用中止を届出します。

利用業者名等	
--------	--

1 利用中止年月日 年 月 日

2 利用中止者等

番号	氏名	役職名・職種名等	車種	車両番号
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

※ 利用中止にあたり、事業者及び本人に届出書への記載並びに使用料が翌月分より発生しなくなることについて説明のうえ同意を得ております。